JSDA

一般社団法人 日本シヤッター・ドア協会

67

July 2024

CONTENTS

3　特別寄稿

・多様な価値創造とリ・デザインに挑む
　株式会社福本設計
　代表取締役社長　小寺 弘泰 氏

4　特集

・通常総会開催される

10　ニュース

・シャッター施工技能者資格認定試験の
　技能検定試験（国家資格）への移行スケジュール

10　新会員企業紹介

・株式会社ＬｉＧ

11　会員企業紹介

・株式会社オカムラ
・有限会社海邦ベンダー工業

12　キーワード解説　vol.5

・建設業の労働時間の上限規制について

14　Spotlight

・シャッターの使用状況調査 2023

今号の表紙

JR 深谷駅舎（埼玉県深谷市）

7 月 3 日発行の新札一万円の表面には実業界で活躍した渋沢栄一がデザインされています。裏面には「赤レンガ駅舎」として重要文化財である東京駅が描かれていますが、この丸の内駅舎には渋沢栄一の郷里であり、明治初期から煉瓦の町として知られた埼玉県深谷市から出荷された約 883 万個の煉瓦が採用されています。写真の「JR 深谷駅舎」は、東京駅丸の内駅舎を参考に 1996 年に改築されました。

（国立印刷局及び埼玉県公式観光サイトホームページより一部引用）

多様な価値創造と
リ・デザインに挑む

株式会社 福本設計
代表取締役社長
小寺　弘泰 氏

私たちが想う「設計」は地域に根差し、地元に密着しながら、今日まで築いてきた「誠実・信頼・実績」をバックボーンに、地域の個性や魅力、ワクワク感などを最大限に引き出そうとするものです。

地域の伝統・文化、歴史的な建物や街並み、時を超えた価値など、自然を読み解き「場がもつ力」をさらに高めていく事が重要な役割であると考えます。「新たに創る」だけではなく、「新たな意味や価値を与える」ことに注力しながら、豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

しかしながら、現在、私たちの社会はさまざまなリスクや環境問題など、多岐にわたる諸問題に直面しておりコロナ禍を経て人々の価値観も大きく変化しています。私ども福本設計は、このような時代の大きな転換期において迎えた“創立 60 周年”の節目を好機と捉え、「多様性」と「変革」を加速し、次のステージ創立 100 周年に向けて設計活動を展開していきます。

福本設計の新たなビジョンとして「多様な価値創造とリ・デザインに挑む」を掲げ、長寿命化やリファイン建築の対応、その他新規事業など多様な展開で顧客のニーズに応えながら先進的な取組みとして BIM 推進、木造化など SDGs の取組み、ZEB 認証建築など環境配慮により企業価値向上を目指します。

又、リ・デザインでは企業風土の意識改革や企業イメージの向上、社員処遇としてライフワークバランスの充実など再構築をしていきます。

福本設計が次の未来に向けて目指す姿を実現していくためにも、確かな技術力と自己研鑽しながら組織事務所として成長し、よき未来に向けた構想と行動を通して「未来価値」を創造し続けます。

通常総会開催される

さる5月21日（火）午後、東京都千代田区のホテルグランドアーク半蔵門において、（一社）日本シヤッター・ドア協会の2024年度通常総会が開催された。続いて、記者会見が行われた後、夕刻より懇親会が開催された。なお、協会表彰は懇親会内で実施された。

15時より開催された「2024年度通常総会」では潮崎会長が議長を務め、報告事項として2023年度事業報告が行われた。その後、決議事項として、第1号議案「2023年度決算承認の件」、第2号議案「役員（理事・監事）選任の件」、第3号議案「新会費承認の件」が諮られ、原案通り承認された。次にその他報告事項に移り、2024年度事業計画および2024年度収支予算、2024年度協会表彰、会員の状況等について報告された。

定例記者会見

17時より、日刊紙、業界紙16社の参加のもと、定例記者会見を開催した。会見には、潮崎会長、髙山副会長、青木専務理事が出席し、高木事務局長が司会を務めた。会見では潮崎会長より、今年度の当協会を取り巻く環境について説明が行われた。続いて、そのような環境の中での当協会の課題として、防火設備定期検査報告制度の適切な実施等ストック対策の推進、シャッター施工者の確保・育成に向けた資格制度の導入、浸水防止用設備等、防災・減災に寄与する製品の普及の3点について言及した。その後、青木専務理事より2024年度事業計画について説明が行われ、質疑応答を経て記者会見は終了した。

2024年度新理事・新監事紹介

2024 年度通常総会において選任された新任の理事、監事と、その後に行われた第40回定例理事会において選任された新任の副会長をご紹介します。

髙橋 康雄 副会長
田中サッシュ工業
代表取締役

山本 登 理事
（一社）日本火災報知機工業会
専務理事

森本 一謙 理事
日本フネン（株）
取締役営業部長

佐藤 英明 監事
（一社）リビングアメニティ協会
専務理事

2024年度懇親会

18時からは会員ら188名が出席し、懇親会が開催された。

髙木事務局長の司会により開会し、潮崎会長からご出席いただいた方々への御礼と、協会としての今年度の方針や業界の動向などについての報告が行われた。続いて、ご来賓の3名の方々からお言葉をいただいた後、協会表彰者の皆様の表彰が行われ、髙山副会長による乾杯の発声で歓談に移った。会場は終始和やかな雰囲気の中で会員それぞれが交流を深めあい、新任の髙橋副会長による中締めにより、懇親会はお開きとなった。

■潮崎会長ご挨拶

先程開催された通常総会において、2023年度の決算をはじめ、全ての議案が可決され、総会が滞りなく終了しましたことをご報告いたします。また、総会後の理事会において、役付き役員の選定が行われ、私と髙山副会長は留任し、退任する小松前副会長の後任に髙橋新副会長が就任することとなりました。新体制のもと、当協会の事業を着実に推進してまいります。

当協会を取り巻く市場環境ですが、我が国の景気は緩やかに回復しているとされるものの、2023年度は建築着工や住宅着工の減速傾向もあり、シャッターの出荷量は対前年度比-10.5%、ドアが+2.7%となり、特にシャッターはこれまでの底堅い動きから弱含みとなっています。鋼材価格の高止まりが続いていることに加え、建築着工等の動向、あらゆる分野での人手不足、更なる円安や物価高などの影響も懸念され、今後はこれらの動向を注視していく必要があると考えております。そのような中での今年度の当協会活動の方向ですが、シャッター、ドアに関する各種基準類の策定・改定、製品安全の確保に向けた取り組み、所定の性能を有するシャッター、ドアの認定等は業界活動の基盤となる事業であり、引き続き着実に推進して参ります。その上で、当協会が抱える課題をご紹介いたします。

1つ目は、防火設備定期検査報告制度の適切な実施など、ストック対策の推進。2つ目は、シャッター施工者の確保・育成に向けた資格制度の導入。3つ目は、浸水防止用設備等、防災・減災に寄与する製品の普及などに重点的に取り組んでいきたいと考えております。定期検査報告制度に関しては、国において検査の高度化、デジタル化を進める観点から、制度の見直しが予定されております。従来からのストック対策に加え、防火設備に関する定期検査報告制度がより適切かつ円滑に運営されるよう、会員への情報提供・共有に努めてまいります。また、施工者の確保・育成や施工品質の向上を図るため、昨年度、協会資格である「シャッター施工技能者資格認定制度」を開始いたしました。この協会資格の実績をベースに、今年度は国家資格である技能検定制度への移行を目指し、指定試験機関となる申請手続きを進めてまいります。さらには、建設キャリアアップシステム等の導入に繋げ、施工者の適切な能力評価や処遇改善に結び付けていきたいと考えております。

以上、重点的な取り組みなどについて触れましたが、会員各社と十分連携を取りながら協会活動を着実に進め、安全で安心できる社会の形成に貢献していきたいと考えております。

■ご来賓の挨拶

衆議院議員
衆議院政治倫理
審査会会長
田中 和徳 氏

東日本大震災のみならず、皆様は長年にわたって防災・防火、また、防犯対策に献身的なご尽力をしてこられました。今年は特に年始の能登での大震災の発生で、とりわけ皆様方のお仕事には緊張感が走り、また、新たな社会貢献を重ねておられるところでございます。

各地での戦争など国際環境は極めて厳しい状況で、当然のことながら全ての物価の上昇、そして大変な円安が続いております。これらの諸条件は皆様方のお仕事に大きな負担となっていくのであろうと思います。また、お話がありましたように人材の育成、レベルの高い仕事を求められる皆様の人材教育、資格等々のこともあり、当然のことながら、人件費につきましても他の業界以上に苦心されていることと思います。私たちも長年にわたって皆様の業界とともに歩ませていただく政治家の一人として、これからもしっかりと努力をお誓いし、微力ではありますがサポートさせていただきたいと思っております。

参議院議員
環境委員会理事
梶原 大介 氏

潮崎会長からもお話がございましたが、今後皆さまの業界におきましては様々な課題があるかと思います。まず、自然災害が激甚化する中で、より耐水性、耐火性、耐風性などが求められ、それらの品質向上に取り組んでいかなければなりません。また、社会全体がデジタル化していく中、物流の在り方なども変わっており、シャッターやドアがどのような役割を果たしていくのか。そして安全対策にもどのような役割を果たしていくのか。その品質向上と併せて、シャッターやドアにも DX の取り組みが求められると思っております。そしてこれらの技術を高めていくためにも、施工される皆様の資格が国家資格であることも大切であると感じております。業界の皆様におかれましては、様々課題があるかと思いますが、国政の方でもそういった課題をしっかりと訴えて参りたいと思いますので、どうか国民生活の向上のためにも今後益々ご尽力をいただけますことを心からお願い申し上げます。

国土交通省
住宅局 官房審議官
佐々木 俊一 氏

防火シャッター、防火ドアは火災時に炎、煙を遮断し、建築法上における防火設備として位置づけられており、大変重要な設備でございます。

現在、政府全体で 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでおります。私どもの分野におきましても、一昨年に建築物省エネ法を改正し、これに併せて、省エネ効果も非常に大きい木造の建築物をより造っていただけるよう、建築基準法の防火規定の合理化を行いました。また、昨年 6 月に、中大規模の木造建築等を促進するための施行が開始され、RC 造建築物への木造エントランス部分の増築や、RC 造建築物の部分的な木造化が今まで以上に行いやすくなりました。この際、火あるいは煙が隣に移ったり、燃え広がったりすることがないよう区画を切らなければないことから、遮熱性能を持った防火設備の新たな仕様を同時に位置づけております。

このような構造を混ぜる建築物につきましては、既に各方面から複数のご相談をいただいており、貴協会の会員の皆さまには市場ニーズの把握や製品の開発といった、制度の普及・促進へのご協力を一層お願いさせていただきたいと思います。また、火災事故の観点から、防火シャッターの検査や維持管理を適切に実施することがとりわけ重要でございます。引き続き、制度の運用に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

■乾杯の発声

乾杯の発声を行う髙山副会長

■中締め

中締めの挨拶を行う髙橋副会長

2024年度　協会表彰

本年度、優秀工事従事者協会表彰として 11 名、協会委員表彰は個人として 4 名が表彰された。

■優秀工事従業者協会表彰

池田　浩也氏　（推薦：（株）安中製作所）
布施　　悠氏　（推薦：（株）安中製作所）
伊藤　貴幸氏　（推薦：文化シヤッター（株））
上口　甲介氏　（推薦：文化シヤッター（株））
武藤真之介氏　（推薦：文化シヤッター（株））
伊藤　篤史氏　（推薦：東洋シヤッター（株））
岩谷　裕心氏　（推薦：東洋シヤッター（株））
上ノ町　圭氏　（推薦：（株）鈴木シャッター）
菊池　　豊氏　（推薦：三和シヤッター工業（株））
西塚　昌幸氏　（推薦：三和シヤッター工業（株））
中川　友和氏　（推薦：三和シヤッター工業（株））

池田 浩也氏

布施 悠氏

伊藤 貴幸氏

上口 甲介氏

武藤 真之介氏

伊藤 篤史氏

岩谷 裕心氏

上ノ町 圭氏

菊池 豊氏

西塚 昌幸氏

中川 友和氏

■協会委員表彰

浅見　優次氏	連動機構・装置等自主評定専門委員会	三和シヤッター工業（株）
三橋　　要氏	工事委員会	文化シヤッター（株）
内本　和宏氏	シャッター技術委員会	東洋シヤッター（株）
武井　朝雄氏	メンテナンス委員会	東洋シヤッター（株）

浅見 優次氏

三橋 要氏

内本 和宏氏

武井 朝雄氏

2024年度 事業計画

はじめに

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火・遮煙等の防災機能といった重要な役割を担っている。

当協会は1964年に社団法人日本シヤッター工業会として設立され、2000年には社団法人日本シヤッター・ドア協会として新たにスタートし、今日まで、このような重要な役割を担うシャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献してきた。

シャッター及びドアに関する各種基準類の策定や改定、製品安全の確保に向けた取り組み、維持管理における安全対策の推進、所定の性能を有するシャッター及びドアの認定等は、協会活動の基盤となる事業であり、引き続き、着実に推進していく。

シャッター及びドアのストックは膨大なものとなっており、ストック対策が重要となっている。適切な安全確保や維持管理のための広報活動を展開するとともに、当協会が法制化に寄与した防火設備の定期検査報告制度について、適切かつ円滑に実施されるよう、会員及び関係機関等とともに取り組んでいく。

また、シャッター施工者の確保・育成、施工品質の向上等を図るため、シャッターの施工者を対象に、技能検定制度の導入に向けた取り組みを進める。今年度は、先行して実施した協会資格試験の実績、厚生労働省との協議結果等を踏まえ、技能検定の指定試験機関の指定申請を行い、指定試験機関となることを目指す。

さらに、浸水防止用設備など、防災・減災に寄与する商品の普及に向け、技術標準を策定するとともに、広報活動を実施する。

「失われた30年」といわれる縮み志向のコストカット型経済から持続的な成長型経済への変革が進むことが期待されており、日経平均株価は34年ぶりに最高値を更新した。一方で、あらゆる分野での人手不足、高止まりする原材料価格、弱含んでいる建築着工、世界経済減速の影響なども懸念され、今後の動向を注視していく必要がある。

2024年度においては、今後の経済社会の動向や、業界及び当協会の課題やあり方も見据えながら、会員及び関係機関等と連携を図り、以下のような事業を着実に推進するものとする。

1　調査研究普及事業

シャッター及びドアに関する技術基準等の策定・改定、製品安全への取り組み、維持管理における安全対策の推進等を行う。

(1) 技術基準類の策定

・技術基準類の策定、改定を進める。

耐火クロススクリーンの技術標準を改定する。

浸水防止用設備建具型の施工基準をとりまとめ、技術標準を策定する。また、同パネル型の施工基準、点検基準を検討する。

重量シャッターの技術標準改定に向け、各基準の改定を検討する。

高頻度シャッターの設置及び維持管理に関するガイドラインを改定する。

・引き続き、一般社団法人日本サッシ協会と共同で、窓シャッターJIS制定に向けた取り組みを進める。

・オーバーヘッドドアJISの改定に向け、原案作成委員会での検討を進め、JIS改定原案を策定する。

(2) 製品安全への取り組み

・事故情報の収集・分析を継続的に行うとともに、シャッター・ドア等安全対策検討委員会において、事故発生原因及び防止策について検討する。

・耐火クロススクリーンの設置に関する自主管理の確認を行う。

(3) 維持管理における安全対策の推進

・シャッター・ドアの適切な安全確保及び維持管理を呼びかけるチラシ・ポスターの作成、ホームページへの注意喚起事例の掲載を行い、点検の日（6月1日）、安全の日（9月1日）を中心に、定期的な保守点検の実施や危害防止装置等が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習を実施するとともに、同保守点検専門技術者の新規認定、資格更新を実施する。

・一般財団法人日本建築防災協会の委託を受け、防火設備検査員講習の実技講習を実施する。また、防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的なWEB講習を実施する。

(4) 資料収集・普及事業

・シャッター・ドアの市場及び用途に関する調査を実施する。

・労働災害発生状況調査を実施する。

・元下請取引実態調査を実施する。
・防犯製品に関する情報収集・提供を行う。
・会報・ホームページによる情報提供に努める。
・優秀工事従業者等の協会表彰を行うとともに、優秀施工者の国土交通大臣顕彰及び不動産・建設経済局長顕彰に関し推薦を行う。
・スチールドアに関する全国研修会を行う。

2　評定登録講習事業

所定の性能を有するシャッター及びドアに関する認定、登録並びにシャッター及びドアの保守点検に関する人材育成等を行う。

（1）所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等

・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法（CAS）の使用承認を行う。また、顧客ニーズの多様化等に対応するため、新たな CAS の認定取得に向けた取り組みを進める。
・一般社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と合同で、連動機構・装置等の自主評定を行う。
・警察庁等で組織する官民合同会議に参画し、防犯性能の高い建物部品の自主評定を行う。

（2）シャッター及びドアの保守点検に関する人材育成

・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習を実施する。
・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者の新規認定、資格更新を行う。

（3）防火設備検査員に関わる講習の実施

・一般財団法人日本建築防災協会からの委託を受け、防火設備検査員講習における実技講習を実施する。
・防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的な WEB 講習を実施する。

3　シャッター及びドアのストック対策の推進

・防火設備定期検査報告制度に関連し、防火設備検査員講習の一環として位置付けられた実技講習を一般財団法人日本建築防災協会から受託し、実施する。また、防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的な WEB 講習を実施する。
・定期報告制度のあり方検討会での検討結果を受けて行われる予定の、防火設備定期検査報告制度の改正内容について、会員への周知を図る。
・シャッター・ドアの適切な安全確保及び維持管理を呼びかけるチラシ・ポスターの作成、ホームページへの注意喚起事例の掲載を行い、点検の日（6 月 1 日）、安全の日（9 月 1 日）を中心に、定期的な保守点検の実施や危害防止装置等が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

4　技能検定制度導入への取り組み

・シャッター施工者の確保・育成、施工品質の向上等を図るため、シャッターの施工者を対象に、国家資格である技能検定制度の導入に向けた取り組みを進める。今年度は、先行して実施した協会資格試験の実績、厚生労働省との協議結果等を踏まえ、技能検定の指定試験機関の指定申請を行い、指定試験機関となることを目指す。
・前年度行ったシャッター施工技能者資格認定試験（協会資格試験）の不合格者に対する再試験を実施する。

5　浸水防止用設備の普及の推進

・浸水防止用設備建具型の技術標準を策定する。
・浸水防止用設備に関するポスター、リーフレットを作成し、会員各社と連携して浸水防止用設備の普及のための取り組みを進める。

6　シャッター関連 JIS への取り組み

・引き続き、一般社団法人日本サッシ協会と共同で、窓シャッター JIS 制定に向けた取り組みを進める。
・オーバーヘッドドア JIS の改定に向け、原案作成委員会での検討を進め、JIS 改定原案を策定する。

7　会員サービスの取り組み

・協会会員からの要望に対し、当協会としての会員サービスの取り組みを検討していく。
・賛助会員の技術・製品に関する説明会を実施する。

これらの事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ、学識者、行政関係者、関係団体役職員の参画を求めて、会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。

NEWS

シャッター施工技能者資格認定試験の技能検定試験（国家資格）への移行スケジュール

2023 年度、協会資格となる「シャッター施工技能者資格認定試験」が開催され、１級～３級で 162 名の資格者を認定しました。

2024 年度は、協会試験等の実績をふまえ、協会が技能検定試験（国家資格）の指定試験機関となるための申請を行い、厚生労働省より承認を頂く年となります。

あわせて、2023 年度の「シャッター施工技能者資格認定試験」に、おしくも資格認定とならなかった方の再試験を行う年です。

協会試験は、今年の再試験が最後となり、技能検定試験へ移行します。

なお、協会試験の資格認定者の方は、特例講習を受講することで技能検定に合格した扱いとなるように厚生労働省と調整を進めております。

指定試験機関への申請スケジュールと再試験のスケジュールは次の通りとなります。

指定試験機関申請スケジュール（予定）

- 2024 年 7 月初旬　指定申請
- 2025 年 1 月末　指定試験機関指定
- 2025 年 7 月末～11 月初旬　第 1 回シャッター施工職種技能検定試験実施

再試験スケジュール

- 2024 年 5 月 1 日　協会ホームページより告知
- 2024 年 6 月 28 日　3 級学科試験　東京会場　大阪会場
- 2024 年 10 月 9 日　1 級実技試験
- 10 日　2 級実技試験　東京会場
- 2024 年 10 月 25 日　1 級・2 級実技試験　大阪会場

【合格発表】

- 2024 年 8 月 23 日　3 級学科試験
- 2024 年 12 月 13 日　1 級、2 級実技試験

新会員企業紹介

株式会社ＬｉＧ

弊社は、滋賀県・京都府と主に関西地域で、防火設備検査、シャッター保守点検、シャッターメンテナンスなど行っております。義務づけられている防火設備検査の必要性を周知し、火災の拡大や火災による事故を未然に防ぐことで社会貢献していきたいと考えております。

弊社の強みは、圧倒的な現場対応力と豊富な専門知識にあります。全メーカーのシャッターメンテナンスが可能であり、突発的な不具合なども対応できる技術力を PR していきたいと思っております。

JSDA に期待すること

シャッターの安全意識を、JSDA が広く周知してくれることを期待しています。シャッターメンテナンス専門会社として、本業界の最新情報などを得てお客様に広めていけるようになりたいと思っております。

所 在 地：滋賀県大津市におの浜３丁目 5-15　506
事業概要：防火設備検査、シャッター保守点検、シャッターメンテナンス、シャッター取付
公式 HP：https://lig-shiga.com/

代表取締役社長
福田　徹 氏

株式会社オカムラ

オカムラは、パーパスである「人が活きる社会の実現」に向け、「豊かな発想と確かな品質で、人が活きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をミッションとし、オフィス、教育・医療・研究・商業施設、物流センターなど、さまざまなシーンにおいて、クオリティの高い製品とサービスを提供することに努めています。間仕切・防水扉・防水板などにおいては、これまで培ってきた技術を活かし、そして新たな技術を取り入れることで、水害などの自然災害からお客様の大切な生命と資産を守る、止水性能の高い安全な製品の提供を目指します。

電動起上式防水板

スイング式防水扉

スライド式防水扉

JSDA に期待すること

JIS A 4716 の制定に伴い、その原案作成から関連企業の皆様と共同作業させていただいたことは、貴重な財産となりました。試験方法では皆様と意見交換することができて良かったと考えております。今後も企業間の交流や、品質向上につながる活動を期待しております。

所 在 地：神奈川県横浜市西区北幸 1 丁目 4 番 1 号
天理ビル 19 階
事業概要：スチール家具全般の製造・販売、金属製建具取付工事の請負、建築業に関わる付帯工事・設計・製造・販売、商品陳列機器その他の製造・販売、各種セキュリティ機器に関わる付帯工事・設計・販売　他
公式 HP：https://www.okamura.co.jp/

代表取締役 社長執行役員
中村 雅行 氏

有限会社海邦ベンダー工業

・経営理念や経営方針が、社長以下全社員に浸透している。
・現場での OJT（職場内訓練）が徹底され、業務の属人化を防ぐ人材育成の体制が整っている。
・社員の技術力が高く、生産性も高い。
・加工技術も高く、特注案件も多い。（差別化）
・顧客からの信用・信頼が厚い。
・工場が広くて整理整頓され、最新設備が導入されている。
・今後はステンレス設備系の製作商品の受注を増やしていきたい。
・今期、新採用人員を 5 名～ 6 名希望している。（4 月現在 5 名に内定を出している）

JSDA に期待すること

・価格競争に歯止めをかける対策を仕掛けて欲しい。
・製作納期の確保を業界として陳情して欲しい。
・2024 年問題の問題解決策の案件の紹介をしてほしい。

所 在 地：沖縄県糸満市西崎町 5 丁目 14 番地 9
事業概要：ステンレス・スチール建具の製造（フロント・ドア・FIX・自動ドア）
金物及びアルミ金物（笠木・幕板・外壁パネル・パンチングパネル・パイプ手摺・門扉）
その他（焼付塗装・錆止め塗装）
公式 HP：https://www.kaiho-bender.com/

代表取締役社長
登川 将光 氏

今回のテーマ　建設業の労働時間の上限規制について

1. 労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。

労働時間・休日に関する原則

⑴ 法律で定められた労働時間の限度…**1 日 8 時間及び 1 週 40 時間**

⑵ 法律で定められた休日……**毎週少なくとも 1 回**

➡これを超えるには、36 協定の締結・届出が必要です。

◎労働基準法では、労働時間は原則として、1 日 8 時間・1 週 40 時間以内とされています。これを**「法定労働時間」**といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも 1 回与えることとされています。これを**「法定休日」**といいます。

◎法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、**「労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結」、「36 協定の所轄労働基準監督署長への届出」**が必要です。

◎ 36 協定では、**「時間外労働を行う業務の種類」、「時間外労働の上限」**などを決めなければなりません。

2. 時間外労働の上限規制

労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成 31 年 4 月 1 日（中小企業は令和 2 年 4 月 1 日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和 6 年 4 月 1 日から適用されます。

◎時間外労働の上限は原則として**月 45 時間・年 360 時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

◎臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

⑴ 時間外労働が年 720 時間以内

⑵ 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満

⑶ 時間外労働と休日労働の合計について、2 ～ 6 か月平均 80 時間以内

⑷ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 回が限度

◎特別条項の有無に関わらず、1 年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月 100 時間未満、2 ～ 6 か月平均 80 時間以内にしなければなりません。

例えば、時間外労働が 45 時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝ 44 時間、休日労働＝ 56 時間、のように合計が月 100 時間以上になると法律違反となります。

◎**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和６年４月１日以降も次の規定は適用されません。**

⑴ 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満

⑵ 時間外労働と休日労働の合計について、２～６か月平均 80 時間以内

ただし、年 720 時間の上限及び時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年６回が限度、という規制は適用されます。

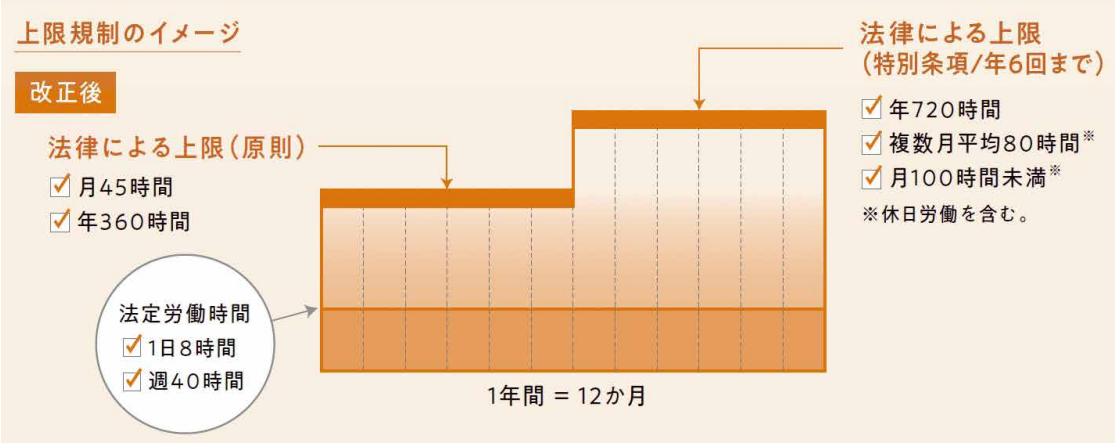

3. 上限規制への対応

今回の法改正では、36 協定で定める延長時間の上限だけでなく、休日労働も含んだ１か月当たり及び２～６か月の平均時間数にも上限が設けられました。

このため、企業においては、これまでとは異なる方法での労働時間管理が必要となります。

Check Point

i 「1 日」「1 か月」「1 年」のそれぞれの時間外労働が、36 協定で定めた時間を超えないこと。

☑36 協定で定めた「1 日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。

☑また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、36 協定で定めた「1 か月」「1 年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。

ii 休日労働の回数・時間が、36 協定で定めた回数・時間を超えないこと。

iii 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、36 協定で定めた回数を超えないこと。

☑月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の累計回数を把握し、36 協定で定めた回数を超えないよう注意してください。

iv 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月 100 時間以上にならないこと。

V 月の時間外労働と休日労働の合計について、どの２～６か月の平均をとっても、１月当たり 80 時間を超えないこと。

引用：厚生労働省「建設業の時間外労働に関する上限規制わかりやすい解説」

シャッターの使用状況調査 2023

2010 年より毎年、業務委員会で調査しているシャッターの使用状況調査について、2023 年分の一部を抜粋して紹介します。この調査は、年間を通じて平均的なデータを収集できる毎年 10 月の 1 ヶ月間の売上物件データをもとに、各種シャッターの建物別用途別都道府県別の使用状況と年推移等をデータ化しています。なお、調査概要については 15 ページ下を参照ください。

◆製品別用途別使用状況

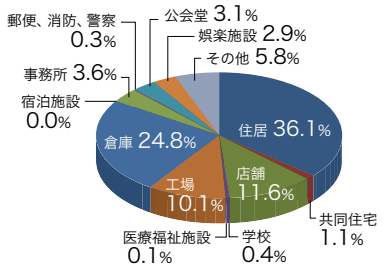

■軽量手動シャッター

・「軽量手動シャッター」の主な使用用途は「住居」で、「共同住宅」と合わせると全体の 37.2%を占めており、前年対比で 1.9 ポイント減少している。

・次に使用用途の割合が多い「倉庫」は、全体の 24.8%を占めており、前年対比で 2.3 ポイント減少している。

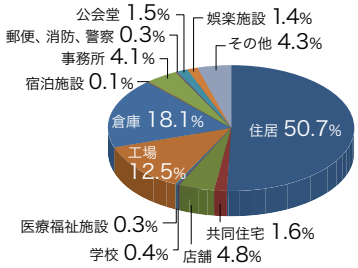

■軽量電動シャッター

・「軽量電動シャッター」の主な使用用途は「住居」で、全体の 50.7%を占めており、前年対比では 7.4 ポイント増加している。

・次に使用用途の割合が多い「倉庫」は、全体の 18.1%を占めており、前年対比で 2.6 ポイント減少している。

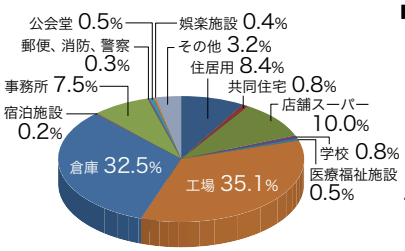

■管理用重量シャッター

・「管理用重量シャッター」の主な使用用途は「工場」と「倉庫」で、合わせると全体の 67.6%を占めており、前年対比では 8.3 ポイント増加している。

・次に使用用途の割合が多い「店舗」は、全体の 10.0%を占めており、前年対比で 5.8 ポイント減少している。

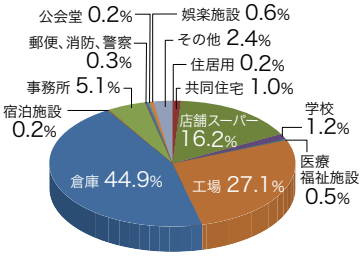

■防火用重量シャッター

・「防火用重量シャッター」の主な使用用途は「倉庫」で、全体の 44.9%を占めており、前年対比で 10.0 ポイント増加している。

・次に使用用途の割合が多い「工場」は、全体の 27.1%を占めており、前年対比で 2.3 ポイント増加している。

◆管理用 & 防火用重量シャッターの用途別推移

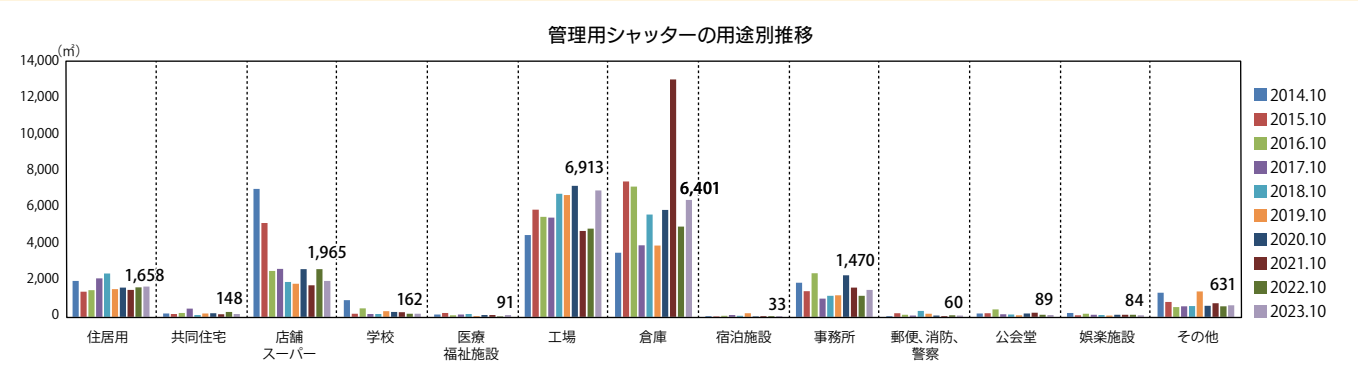

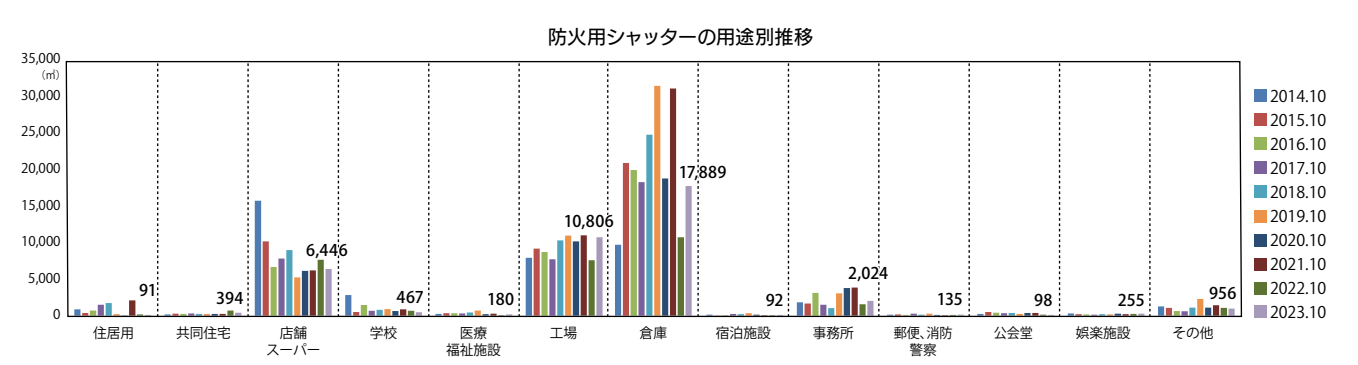

◆主な用途別仕様製品状況

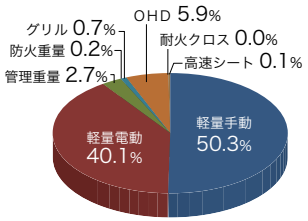

■住居

・「住居」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が90.4%を占めており、前年対比では0.3ポイント減少している。

・軽量手動シャッターは前年対比で12.7ポイント減少した一方で軽量電動シャッターは12.4ポイント増加している。

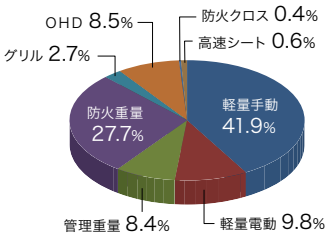

■店舗

・「店舗」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が51.7%を占めており、前年対比で0.2ポイント増加となり、ほぼ前年と変化はない。

・重量シャッターの合計は36.1%を占めており、前年対比で5.0ポイント減少している。

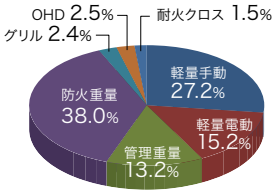

■学校

・「学校」に設置される製品は、防火用重量シャッターが全体の38.0%を占めており、前年対比で12.1ポイント減少している。

・軽量シャッターの合計は前年対比で14.6ポイント増加しているが、重量シャッターの合計については前年対比で11.2ポイント減少している。

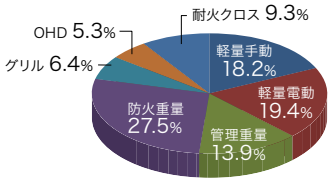

■医療福祉施設

・「医療福祉施設」に設置される製品は、重量シャッターの合計が全体の41.4%を占めており、前年対比で23.2ポイント増加している。

・一方で、軽量シャッターの合計が前年対比で、17.4ポイント減少している。

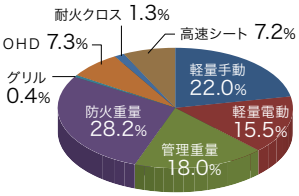

■工場

・「工場」に設置される製品は、重量シャッターの合計が全体の46.2%、軽量シャッターの合計が全体の37.5%を占めている。

・前年対比では、重量シャッターの合計が12.8ポイント増加する一方、軽量シャッターの合計は7.2ポイント減少している。

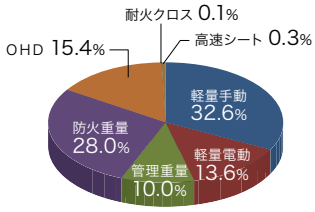

■倉庫

・「倉庫」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が46.2%、重量シャッターの合計が同様に全体の38.0%を占めている。

・前年対比では、軽量シャッターの合計が15.2ポイント減少する一方で、重量シャッターの合計は12.1ポイント増加している。

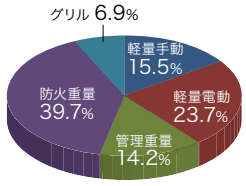

■宿泊施設

・「宿泊施設」に設置される製品は、重量シャッターの合計が全体の53.9%、軽量シャッターの合計が全体の39.2%を占めている。

・前年対比では、軽量電動シャッターが9.5ポイント増加している。

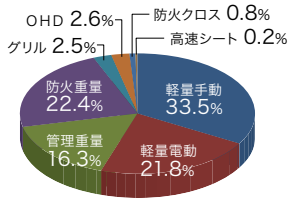

■事務所

・「事務所」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が全体の55.3%、重量シャッターの合計が同様に38.7%を占めている。

・前年対比では、重量シャッターの合計が7.4ポイント増加している。

調査概要

1. シャッターの種類：
軽量シャッター、軽量電動シャッター、管理用重量シャッター、防火用重量シャッター（特定防火設備）、グリルシャッター（軽量、重量とも）、オーバーヘッドドア、耐火クロススクリーン、高速シートシャッター

2. 集計単位：売上数量（㎡）

3. 建物用途区分：
①住居用、②共同住宅、③店舗・スーパー・百貨店、④学校、⑤医療・福祉施設、⑥工場、⑦倉庫、⑧宿泊施設（下宿、寄宿舎含む）、⑨事務所、⑩郵便局、消防署、警察署、駅舎、空港、⑪公会堂・集会所・博物館・美術館・研究所・寺院・教会、⑫娯楽施設（体育館、浴場、劇場、球場、映画館含む）、⑬その他

4. 調査地区：47都道府県

5. 調査期間：2023年10月（1ヶ月間）の売上物件

6. 調査協力企業：当協会会員（12社）

福浦橋（宮城県）

日本三景のひとつである松島湾に浮かぶ「福浦島」と陸地を結ぶ橋で、1967 年に開通しました。全長 252 mの朱塗りの橋で、通称「出会い橋」と呼ばれており、渡ると良縁に恵まれるといわれています。

この「福浦橋」は、2011 年の東日本大震災の際に津波で橋脚の一部が破損しましたが、台湾最大の淡水湖「日月潭（にちげつたん）」の観光船業者の方々によるチャリティーチケットの販売などで集まった義援金で修復工事が行われ、2012 年 6 月に修復が完了しました。

橋のたもとにはこの出来事を記した看板も設置され、「福浦橋」は台湾との「絆の架け橋」とされています。

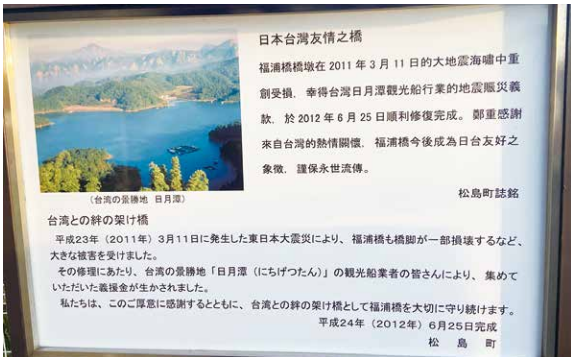

JSDA会報　2024 年・初夏号

発 行 日 : 2024 年 7 月　通巻第 67 号
発 行 者 : 一般社団法人 日本シヤッター・ドア協会
〒102-0074　東京都千代田区九段南 3-7-14　VORT 九段 7F
tel.03-3288-1281（代）/fax.03-3288-1282
URL:https://www.jsd-a.or.jp